SUGINAMI



主な記事

きながら、元気と文化が、すぎなみ 生まれる**街**。

発行/杉並区 編集/広報課

〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

233312-2111 区の代表電話 FAX3312-9911 (広報課直通)

http://www.city.suginami.tokyo.jp/

杉並区コールセンター 本井8800または本3372-8800 午前7時~午後11時(粗大ごみ受付 午前8時~午後7時)

お答えします 「減税自治体構想」

お答えします「減税自治体構想

第1回区議会定例会に(仮称)杉並区減税基金条例案を提出します

昨年12月に実施した「(仮称) 杉並区減税基金」の設置に対する区民等の意見提出手続 では、区民の皆さんから123件のご意見をいただきました。貴重なご意見をありがとう ございました。いただいたご意見とそれに対する区の考え方は今後公表していきます が、これに先立ち、減税自治体構想に対する理解を深めていただくために、主なご意 見の概要とそれに対する区の考え方をお知らせします。――問い合わせは、企画課へ。

減税自治体構想とは

毎年、予算の一定額を積み立て、税収の増減に左右されない強 固な「財政のダム」を築き、大規模災害などの緊急時の備えとす るとともに、将来、積立金の利子収入を活用し、特別区民税の減 税を行い、「低負担・高福祉」の地域社会を築くという構想です。



その年の税金はすべてその年に使い切るものなの?

■苦しい時だからこそ、将来を見据えた貯金をしておかない と、いつまでたっても負の連鎖から抜け出せないと思う。 今こそ、使いきり型の予算に決別するときである。



■その年の税金は、すべてその年の納税者に還元されるべき である。





現在の厳しい経済状況においても、区は、新た な区債を発行(借金)することなく予算編成を行 うことができました。これも、この10年来、区が

将来を見据えて行財政改革を推進し、その効果を計画的に区債の償還と財政 調整基金(貯金)の積み立てに充ててきたからこそできることです。

こうしたことから考えても、厳しい時こそ足元の今を固めるとともに、将 来の大きな目標に向けてその一歩を踏み出すことが重要だと考えています。

全国の自治体では、平均して一般財源の1割以上が借金 の返済(繰上返済分は除く)に充てられているのが実情

〈実質公債費比率(※)の現状(平成20年度)〉

(2772-1777)		
杉並区	全国の自治体 (平均)	
1.2%	12. 3%	

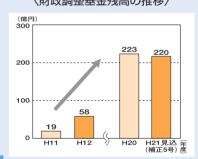
※地方債の元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

借金は5分の1に、貯金は10倍以上に

〈区債残高の推移〉



〈財政調整基金残高の推移〉



〈平成22年度当初予算案では…〉

- ○景気が厳しい中でも基金を活用し、杉並区は借金ゼロで前年度規模 の予算を確保
- ○しかもサービスはさらに充実させていく予定
 - ●プレミアム付区内共通商品券(なみすけ商品券)の発行
 - ●保育待機児ゼロに向けて保育施設の拡充
 - ●私立幼稚園・保育園等の保護者負担軽減の拡充
 - ●特別養護老人ホームの整備
 - ●重度知的障害者向けグループホームの整備
 - ●地域医療、地域歯科医療体制充実の具体化検討
 - ●がん検診の拡充 など





どうして10年後の減税なの?

- ■今すぐ減税すべきという意見もあると思うが、継続性・安 定性があるのは積立方式である。今すぐの減税では恒久減 税は難しいと思う。子や孫の世代のことを考えれば、10年 間は決して長くないと思う。
- ■基金の積み立てに回す余裕があるなら、即、減税に回すべ きである。





区の財政は、景気の動向に大きく左右されます。 従って、その年の状況に応じて単年度ごとに減税 する方法では、景気の動向によっては継続的・安

定的な実施が難しくなります。これに対し、毎年一定額を積み立て強固な 「財政のダム」を築けば、恒久的な減税が実現でき、減税規模の拡大や大規 模災害時などへの迅速かつ十分な対応も可能になります。

また、10年後の減税を目指すこととしたのは、減税の規模と実施時期を考慮 した結果、10年後からであれば、当初は減税額のすべてを基金の利子で賄うこ とは難しくても、その年の積立額を調整することにより、基金の元本を取り崩 すことなく、特別区民税の10%減税が継続的に可能であるとともに、その後の 減税規模の拡大も可能であるというシミュレーション結果に基づくものです。



何が何でも予算の1割を積み立てるの?

■家計でも会社でも、厳しい時ほど、将来への備えをしてお くのが普通の感覚だと思う。とはいえ、積立額はあまりガ チガチに考えずに、目標はしっかり持ちながらも柔軟にや っていく姿勢が必要だと思う。





毎年度の積立額については、 条例に基づき区長が定める基本 方針において、目標は明確にし ながらも硬直的にならない仕組 みとしています。(注)

この考え方に基づき、平成22 年度当初予算案では、おおむね 10億円程度の積み立てを考えて います。

- (注)基本方針に掲げる「基金の積立ての方針」 ①毎年度の積立額は、当初予算で一定額を 積み立て、その後、行財政改革の効果額
- 等を補正予算で積み増すことにより、最 終的に一般会計当初予算額の1割を目途 とします。
- ②ただし、公債費(特別区債の元金償還額 及び利子支払額)、財政調整基金の繰入金 がある場合は、その合計額を除く額を目 途とします。また、大規模な災害、経済 事情の変動等により財源が著しく不足す るときは、これを勘案して積立額を決定 します。

※広報 すぎなみ NO.192



減税の効果はどうなの?



- ■特別区民税の減税は金持ち優遇だという意見を聞くが、全国に先駆けて杉並区が行えば高額所得者が増え、街に活気が出て、資産価値も上がり非常にメリットがあると思う。
- ■特別区民税の10%減税は、確かに高額所得者にとっては魅力的である。しかし、年金生活者など収入が限られている者にとっては、どのぐらい実感がわくのか疑問である。





個人住民税所得割の税率は、平成19年度から比例税率(都民税4%、特別区民税6%)に変更されていることから、減税についても定率で行うこ

とが基本であると考えます。

定率減税を行えば、減税額は高額所得者ほど大きくなりますが、それによって高額所得者層をはじめとして一定程度人口が増加し、減税しても税収が増えることが期待できます。その結果、減税規模の拡大や低所得者層に対する福祉の充実を図ることもできると考えています。

なお、減税を実施するためには、特別区税条例の改正が必要です。従って、 実施の際には、改めて区民の皆さんの意見を伺い決定します。

〈特別区民税所得割の税率を10%減じた場合のモデルケース〉

◇給与所得者(夫婦+15歳以下の子供2人)

年 収	減税前の所得割額 (税率6%)	減税後の所得割額 (税率5.4%)	減税額
300万円	12,000円	10,200円	1,800円
500万円	92,400円	82,500円	9,900円
700万円	183, 300円	164,800円	18,500円
1000万円	327, 300円	294, 400円	32,900円
1500万円	582, 300円	523, 900円	58, 400円

◇年金所得者(70歳以上、年収250万円)

世帯	減税前の所得割額 (税率 6 %)	減税後の所得割額 (税率5.4%)	減税額
単身世帯	41,700円	37, 300円	4,400円
夫婦世帯	15,900円	13,800円	2, 100円

※特別区民税には、所得割のほか均等割(3000円)があります。





災害時の基金は一つにしたら?



■新たな基金は、大規模災害時にも使えるとのことだが、災害時の基金は既に存在していると聞いている。災害時のための基金が2つあるのは混乱を招くので、新基金に一本化した方が良いのではないか。





ご意見を踏まえ、小規模な災害については現行 の財政調整基金で対応することとし、大規模災害 については新たな基金で対応していきます。

なお、阪神・淡路大震災の際、人口42万人だった西宮市は震災後5年間で 復興関連経費に約3300億円を要したというデータが発表されています。この

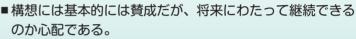
ことから、現在25億円しかない災害対策基金は、人□54万人の杉並区の大規模災害時の備えとしては十分とは言えません。しかし、減税基金によって「財政のダム」を築けば、その弾力的な活用により、迅速かつ十分な復興を行うことができ、その後の財政悪化を防ぐこともできます。





区長が交代したらどうなるの?









減税自治体構想は、現区長が行財政改革を推進 し、財政再建を果たしてきた経験から、これから の自治体の財政運営には、景気の動向に左右され

ない強固な「財政のダム」を築き、ひいては恒久的な減税を目指すことが必要であるという考え方に基づくものです。今回の新たな基金の設置は、そのための仕組みをつくり、スタートを切るというものです。

減税の実施時期や規模は、条例に基づき区長が基本方針で定めることとし、 その時の区長が必要と認めれば修正することができる仕組みとしています。

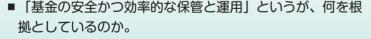
この構想を継承し、減税自治体を実現していくためには、何よりも区民の皆さんの理解と協力が不可欠です。そのために区は、基金の状況や区の取り組みについて、区議会に報告するとともに、広く区民の皆さんに周知していきます。



基金の運用はどうするの?



■長期国債の利回り1.3%前後の現在、どのように計算すれば 1.5%以上の利回りの確保が可能なのか不可解である。







自治体は、地方自治法により条例で基金を設置することができ、基金は「確実かつ効率的に運用しなければならない」こととされています。これ

に基づき、現在でも区は複数の基金を設置し公共債等で運用を行っており、 これまで損失を出したことはなく、19年度は約4億円、20年度は約5億円の 運用益を上げています。

10年国債(長期国債)のみでは1.5%以上の利回りを確保できない場合も想

定できますが、20年国債等の長期債券の比率を高めることや、同じ10年債でも国債より利回りの高い地方債等を購入することで、1.5%以上の利回りを確保したいと考えています。

〈区が購入している公共債〉

種 類	概要	
日本国債	国が発行する債券で、国による保証という信用力があり、国内債として最上級の安全性を有します。	
政府保証債	特殊法人が発行する債券で、政府による保証の裏づけがあり、高い安全性を有します。(主なもの:都市再生債など)	
地方債	都道府県等が発行する債券で、国債や政府保証債と同様の高い信用力があり、国債に比べ高い収益性が期待できます。(主なもの:東京都債、神奈川県債、横浜市債など)	

今回は、いただいたご意見のうち、主なものをご紹介しましたが、いただいたご意見とそれに対する区の考え方および条例案、基本方針案、基金管理方針案については、2月中旬以降、区ホームページのほか、企画課(区役所東棟4階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館で閲覧できるようにします。



第1回区議会定例会は、2月12日金に開会します。詳細は、区議会のホームページをご覧ください。



〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1 ●編集/広報課 ●発行/杉並区 区の代表電話は **3312-2111** FAX 3312-9911 (広報課直通) http://www.city.suginami.tokyo.jp/

